

「拠点滞在型観光×三重」ブランディングモデル事業 FAQ

2022年5月27日(金)現在

No.	カテゴリ	質問	回答
1	申請方法	補助金支援はあるか。	本事業は三重県の新規体験コンテンツの造成、既存体験コンテンツの磨き上げに対して専門家の派遣等の人的支援を行う事業であり、補助金支援事業ではありません。
2	申請方法	応募したいがどのようにすればいいか。ExcelやPowerPointでの申請が困難な場合は、申請方法はあるのか。	公募期間は、2022年5月21日(土)～6/10(金)になります。申請書類は三重県庁のプレスリリース (https://www.pref.mie.jp/TOPICS/m0032300145.htm) からダウンロード可能です。記入例もございますのであわせてご確認頂き、必要事項をご記入のうえ、「拠点滞在型観光×三重」ブランディングモデル事業事務局宛までメール (miryokumie@bsec.jp) でお送りください。ただし、メールでの申請や、ExcelやPowerPointでの申請書作成が、困難な理由等があれば、FAXでも対応致しますので、事務局までお問い合わせください。
3	申請方法	今回の公募 (2022年5月20日(金)～6/10(金)) 終了後に二次公募の予定はあるか。	現時点では予定はありません。
4	申請方法	公募の結果、選定される事業実施者の数はどの程度か。	タイプA (新規) 造成支援で15本以上、体びタイプB (既存) 磨き上げ支援で30本以上を想定していますが、事業実施者の選定は、専門家により構成される選定委員会が判断します。
5	申請方法	1事業者が複数の申請を行うことは可能か。	可能です。申請書は、体験コンテンツ別に作成してください。
6	申請方法	みえ安心おもてなし施設認証を取得していないが応募はできるか。	本事業には、みえ安心おもてなし施設認証の取得が必須条件となっています。今後取得予定がある場合は、応募可能ですので申請書類記入の際に取得予定日の記載をご記入ください。
7	申請方法	県外の事業者だが応募可能か。	三重県内で体験を行っている事業者であれば県外事業者でもご応募いただけます。
8	申請方法	ハーバリウム作り体験やシルバーリング作り体験は対象になるか。	本事業は三重県ならではの高付加価値な滞在型観光コンテンツの創出を目的としているため、三重県ならではの要素が含まれない場合、対象外となります。ただし「志摩産の真珠を使ったハーバリウム」や「伊勢型紙の意匠を取り入れたシルバーリング」など、三重県ならではの要素を取り入れた体験は対象となります。
9	申請方法	タイプA (新規) とタイプB (既存) の違いは何か？	タイプA (新規) は、商品化されていない新しい体験コンテンツが対象となります。タイプB (既存) は、既に商品化された体験コンテンツが対象となります。
10	申請方法	既に三重県内で体験コンテンツ事業者として運営しているが、タイプA (新規) での申請は可能か？	可能です。「新規」か「既存」かは、想定される体験コンテンツが判断の基準になります。事業者様自体の県内での活動や運営を指すわけではありません。
11	申請方法	選定結果の公表を含め、今後のスケジュールを知りたい。	5/26時点の予定は下記となります。(予定は新型コロナウイルス感染拡大状況等の事情により、変更となる可能性があります。) <事業選定まで> 令和4年5月21日 公募開始 5月25日 オンライン事業説明会 6月10日 公募締切 6月下旬 対象者決定 <事業選定後> 6月下旬 体験コンテンツの造成支援/磨き上げ支援の実施 9月中旬 モニターツアーの実施及び効果検証 9月下旬以降 コンテンツの販売開始 翌年2月以降 モデルツアーの販売 ※ ※ モデルツアーの販売は販売期間の季節性や設定日数等、モデルツアーのテーマ等を考慮の上、支援となるコンテンツを選定いたします。モデルツアー販売が確約されるわけではありません。
12	申請方法	申請書類記入の際、連携する市町やDMO、観光協会の記入は必ずしも必要か。	必要です。本事業は県内の地方公共団体、県内の観光地域づくり法人 (DMO)、県内の観光協会、民間事業者 (個人事業者を含む) であること。ただし、民間事業者が実施する場合は、地方公共団体、観光地域づくり法人 (DMO)、観光協会等と連携することが応募条件となっています。
13	申請方法	申請書類記入の際、連携する市町やDMO、観光協会はすべて記入が必要か。	連携先が1つの場合は1つのみのご記入で結構です。複数の連携先がある場合はすべてご記入ください。
14	申請方法	公募要領に「本事業終了後も継続的な実施が見込まれるもの」とあるが、「継続的な」とは、年に複数回実施するという意味か。	原則必要です。但し、季節や天候の影響を強く受ける体験コンテンツなどは、必ずしも年に複数回の実施を求めているものではありませんが、事業終了後も継続的に誘客が図られるような事業設計としてください。
15	選定	審査会ではどのように審査されるのか。	審査基準に基づき、事務局が選定した全国の売れるコンテンツを知る有識者とみえ観光の産業化推進委員会による書面審査となります。なお、募集締切後に必要に応じて申請者へのヒアリング等を実施する場合がありますので御留意下さい。

16	申請方法	民間事業者を求める市町、DMO等との連携は、事業推進にあたりそれぞれに明確な役割分担が必要か。	必ずしも市町やDMO等と共同で事業を進める必要はありません。民間事業者に行政やDMO等と協力しながら地域経済や地域社会の発展に取り組む姿勢を求めること、かつ地域内でのトラブルの発生等を未然に防ぐことを目的として市町やDMOが認識および連携している事業であることを条件としています。
17	モニターツアー	モニターツアーの募集想定人数とは、体験の目標人数を指すのか。	募集想定人数はあくまで参考人数です。体験の目標人数を設定する予定は現状ありません。モニターツアーの募集人数は、事業者と専門家および事務局で協議の上、最終的に決定します。
18	モニターツアー	モニターツアーの売上は、事業者と事務局で配分を行う必要があるのか。	モニターツアーの売上は事業者に帰属し、事務局への分配はありません。モニターツアーの割引金額等の価格設定や条件は、事業者と専門家および事務局等で協議の上、最終的に決定します。
19	伴走支援	専門家はどのような方法・頻度・期間で指導するのか。伴走支援は、販売開始まで行われるのか。	採択された事業者については6月下旬頃に伴走専門家を決定します。伴走支援の方法は、現地訪問やオンラインでの打ち合わせ、TELやメール等になります。打ち合わせや訪問の頻度は、コンテンツの開発や磨き上げの進行状況等に合わせて決まります。伴走支援は、モニターツアー実施結果の検証（9～10月頃）までを予定しています。
20	プロモーション	販売支援や情報発信（OTA、観光三重）はいつまで行うのか。	令和5年3月までとなります。
21	選定	選定会議には様式4.5を使用とのことだが、様式1～3の内容はとくに考慮されないのか。	様式1～3は選定会議以前の段階で事務局にて精査を行います。また、採択後もヒアリングの貴重な情報として事務局で使用を予定しているため、すべての必要書類をご提出頂く必要があります。
22	申請方法	市町、DMO等の連携先とは、申請前に事業者自ら事前の協議が必要か。	各事業者にて事前に協議の場を設けていただきますようお願いいたします。
23	プロモーション	事業者側からプロモーション先の希望はできるか。	今回は採択されたすべての事業者で共通のプロモーション先を予定しているため、個別のご希望等は承っておりません。
24	事業説明会	事業説明会の資料はもらえるか。	「事業説明」は観光三重HPのインフォメーション (https://www.kankomie.or.jp/information/detail_3481.html) に掲載中です。なお、「三重県と全国の売れ筋体験コンテンツ」、「セミナー『三重から始まる日本の歴史文化体験』」の観覧ご希望の方は、お手数ですが事務局までお問い合わせ下さい。
25	選定	他県にまたがる体験コンテンツを予定しているが、対象となるか。	体験コンテンツの主となる体験実施場所が三重県内であれば対象となります。
26	モニターツアー	モニターツアー実施月（9～10月）を他の月に設定することは可能か。	プロモーション等との兼ね合いのためモニターツアーの実施は個々の事業者で選ぶことはできません。
27	申請方法	以前に体験商品を作成。情報発信は行い、予約は受けることができる状態であったが、コロナ禍ということもあり、販売実績はなかった。この場合の「新規」「既存」の扱いはどうか？	【No.9】参照 すでに商品化されたものであれば、販売実績は関係なく「既存」扱いとなります。